

(P75について)

- 1 民事訴訟法においては、以下のとおり、障害を有する方が直接及び間接の参加者として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮がされており、適切なコミュニケーション手段等を確保するために必要な措置は既に講じられている。
 - (1) 障害を有する方が適切に訴訟追行をすることができるようにするという観点から設けられた制度
 - ア 障害等のため訴訟能力を有しないとされる場合には、法定代理人が訴訟を追行する（同法第31条本文参照）。
 - イ 訴訟能力を有する場合であっても、訴訟代理人を選任（同法第54条第1項）することにより、訴訟代理人を通じて適切な訴訟行為をすることが可能。
 - ウ 当事者本人が訴訟追行するに当たって、その障害等により十分な訴訟行為をすることができない場合には、裁判所の許可を得て、当事者のために法廷で陳述することができる「補佐人」とともに、裁判所に出頭することができる（同法第60条第1項）。
 - エ 耳が聞こえない方が当事者や証人等である場合には、裁判所や他の訴訟関係者と意思疎通を図り、自らの陳述等を十分にすることができるように、手話による通訳人を立ち合わせる、あるいは筆談によって陳述等をさせる等の措置をとることが可能（同法第154条第1項）。
 - (2) 障害の程度の如何を問わず、未成年者が不利益を被らないようにするとの観点から、原則として、未成年者は訴訟能力を有しないものとし（同法第28条）、法定代理人を通じて適切な訴訟追行ができるものとして（同法第31条本文）、未成年者の保護を図っている。
- 2 刑事訴訟法は、49条で「被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる」とし、176条で「耳の聞こえない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる」とするなど、障がい者に関する規定を置いており、また、以下のとおり、捜査・公判において、障害者に対し、その障害の状況や程度に応じて様々な配慮が行われ、適切な対応がなされている。
 - (1) 捜査段階においては、まず、逮捕状により被疑者を逮捕する場合、刑事訴訟法201条1項により、被疑者に逮捕状を示さなければならないが、被疑者において、目が見えない場合や、字を読むことができない場合には、

逮捕状の記載内容をできる限り分かりやすく読み聞かせている。また、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方の場合、その困難さの程度に応じて、記載内容をできる限り分かりやすく説明するなど適切な方法でコミュニケーションを図るなど、被疑者の障害の状況や程度に応じて適切な対応を取っている。

(2) 取調べや実況見分においては、被疑者の年齢、境遇、性格、性別等の諸事情を考慮して適切に対応しており、例えば、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方の場合、その困難さの程度に応じて、発問をできる限り分かりやすく行うなど適切な方法でコミュニケーションを図るなどしている。また、聴覚障がい者の場合には、必要に応じて、例えば、手話通訳者による通訳を介したり、筆談を行うなどしており、被疑者の障害の状況や程度に応じて適切な対応を取っている。

(3) 公判段階においても、聴覚障がい者の場合、実務上手話通訳などによる陳述がなされているほか、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方に対する質問等の場合、発問をできる限り分かりやすくするとともに、こちらの質問等を正確に理解できているか適時確認するなどして対処している。なお、公判廷における具体的な運用は、裁判所の所管事項であることから、当省として詳細に把握しているものではないことを付言する。

3 傍聴者に対する措置については、憲法第82条第1項の規定の趣旨が、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにありとされ、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではないとされていること（平成元.3.8最高裁判所大法廷判決）、傍聴人に対する配慮は裁判所の所掌に係るものと考えられることを踏まえ、被疑者・被告人に対する措置と同様に扱うことの可否について検討する必要がある。

4 刑事施設においては、以下のとおり、障害を有する方が必要とする手続上の配慮や適切なコミュニケーション手段等を確保する必要な措置が既に講じられている。

- (1) 福祉サービス等の申請手続に対する援助などを行うため、一部を除く刑事施設に社会福祉士や精神保健福祉士を配置している。
- (2) 性犯罪再犯防止指導においては、知的能力に制約があり、通常の指導プログラムの実施が難しい受刑者用のプログラムを整備している。
- (3) 被収容者の補正器具の使用について、視聴覚障害のある被収容者には、自己の眼鏡、補聴器等を使用させ、必要に応じて施設が貸与又は支給する

など、障害の程度に応じて必要な補正器具を使用させることとしている。

- (4) 受刑者には、障害の程度に応じて、当該受刑者が実施可能な刑務作業を指定するなどの配慮を講じている。
- (5) 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担としている。
- (6) 聴覚障害者については、職員が筆談により意思疎通を図るなどの配慮を講じている。

(法務省)

(P 3 6について)

- ・ 文部科学省としては、
 - ①平成18年の学校教育法改正により、通常の学級を含め、小・中学校等の特別支援教育を推進することを明確に規定するとともに、
 - ②就学手続についても、平成14年度より認定就学制度を導入し、
 - ③平成19年度より障害のある子どもの就学先の決定に際する保護者の意見の聴取の義務付けを行う
 など、従来よりインクルーシブな教育制度の確保に資する方向で制度改善を行ってきたところであり、平成21年5月1日現在において、就学基準に該当する子どもの約3割が実際には小学校に就学しているという現状に鑑みれば、「基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている」という指摘は当たらない。

- ・ 個別分野における基本的方向と今後の進め方のうち教育分野については、現在、平成22年6月29日の閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に従って、文部科学省において検討を行っている。具体的には、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会においては、以下のような方向で議論が行われているところである。

(インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について)

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである。

(就学相談・就学先決定の在り方について)

- 一人一人の教育的ニーズを保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、障害のある子ども

もの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。

- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行うとともに、その結果に合わせて柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

(インクルーシブ教育システム構築のための人的・物的な環境整備について)

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる環境整備が必要。
- 合理的配慮については、今後、障害種ごとや、ソフト・ハードの両面から検討をしていくことが必要。
- 教育条件の整備のためには、国及び自治体の財政的な裏付けが必要である。

- ・ 「基本法改正に当たって政府に求める意見」については、中教審の検討状況を踏まえて記述すべき。
- ・ 「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、インクルーシブな教育制度と矛盾するものではなく、表現を改める必要はない。中教審においても、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要との方向性が示されており、文部科学省としては、「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」との現行の規定は適切であると考えている。
- ・ また、就学先の決定を保護者に全面的に委ねることについては、例えば以下のような場合には、子どもの学習権を保障することが難しくなる可能性が

あり、慎重な検討が必要であると考えている。

- 就学前健診の受診や個別の教育支援計画の作成を認めないために障害の状態や教育上のニーズの把握・対応が不可能な場合など、保護者の障害受容が得られない場合
- 重度の障害等により障害のある子どもが日常的に必要なとする医療的ケア等の提供が学校において物理的に困難な場合
- 行動・情緒面の障害等により、他の子どもに重大な危害等が及ぶ恐れが強い場合
- 保護者の子どもに対する虐待が疑われる場合

中教審においても、

○保護者は、学校や市町村教育委員会が自分の子どもを地域で進んで受け入れてくれるという姿勢が見られないと、心を開いて就学相談をすることができない。学校や市町村教育委員会が保護者の伴走者として親身になって相談を行うことで保護者との信頼関係が生まれる。学校、市町村教育委員会は、障害のある子どもを地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨む必要がある。

○保護者は、何よりもまず、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学相談・就学先決定に臨む必要がある。

との方向で議論が行われているところである。

- ・ 合理的配慮の具体的内容については現時点では「障がい者制度改革推進会議」において議論されていないと認識している。そのため、「当該障害者に必要な合理的配慮を提供すること」の具体的内容が明らかではない。また、これに加えて実施すべきものとする「追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること」との関係も明らかではない。いずれにせよ、インクルーシブ教育システムについては、理念のみならず人的・物的な環境整備とセットでの議論が必要であり、同時に現下の財政状況や人材養成の現状を踏まえた現実的な議論が必要である。教職員の人件費、施設・設備費については、義務教育費国庫負担法等により、国と都道府県等が負担していることから、国・地方を通じた財政措置を行うことが必要である。

(文部科学省)

文部科学省から提出されたその他の留意点

2. 総則関係全般

「2. 総則関係」全般の記述については、例えば、「7) 国民の理解・責務」の「事業者等の責務を明らかにすること」など、具体的な内容が明らかではない部分については、各省庁から、現時点で「実施・検討に当たっての留意点」を示すことは困難である。

3. 基本的施策関係

1) 地域生活支援について

地域生活については、第一次意見においては、以下の記述となっており、この文面からは「学校」における支援は想定されていないように見えるが、「地域生活」の語の概念が修正されたのであれば、その内容について記述する必要があるのではないかと考える。

4. 「地域生活」を可能とするための支援

すべての障害者が家族への依存から脱却し、自ら選択した地域において自立した生活を営む権利を有することを確認するとともに、その実現のために24時間介助等を含む支援制度の構築を目指す。制度の構築に当たっては、地域間格差が生じないように十分に留意する。

また、今回の第二次意見の「2. 総則関係 3) 基本理念」の【地域社会における生活の実現】の「具体的には」以降の記述の内容とも異なると思われる。

以上を踏まえると、現時点で「実施・検討に当たっての留意点」を示すことは困難である。

(P32について)

- ① 「障害者が障害のない者と平等に」という表現は、「障害者」というレッテル貼りにつながりかねないので、「障害の有無にかかわらず、全ての者が」という表現にすべきと考える。
- ② 現行制度でも、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断し、障害の有無に関わらず実質的な使用従属性が認められる場合は、労働基準法上の「労働者」に該当する点に留意する必要がある。
- ③ 現在の福祉的就労に従事している障害者を労働者として整理する場合には、労働契約の締結により、就業義務及び賃金支払義務その他労働関係における権利義務関係をあらかじめ明確化することが必要である（モデル労働契約の整備等）。
- ④ 労働基準法上の「労働者」に該当する障害者は、労働契約上の義務を負い、その義務に違反した場合、一定の責任を負うこととなる点についても、留意する必要がある。一方、現在の福祉的就労に従事している障害者を労働者以外の者として整理する場合には、労働契約（労働者性）の実質的な要素（就労義務及び賃金支払義務）が含まれないよう、施設と障害者の法的関係（契約関係）を設定する必要がある（「工賃」といった呼称の見直し等）。
- ⑤ 全ての障害者が労働法規の適用を受けることは、現実的には難しいと考えられ、労働法規の適用を受けるような働き方ができないが働く意欲のある障害者に対する福祉的な就労の役割を持つ分野が引き続き必要である。
- ⑥ 「生計の維持可能な賃金の確保などのために必要な支援」の実施主体や具体的な内容を明らかにしておく必要があるのではないか。

なお、「賃金」は労働の対価として使用者が労働者に支払うものとされ、最低限支払うべき額及びその支払方法（※）について最低賃金法、労働基準法においてルールが定められているが、仮に「一般労働法規」の適用を前提に、賃金補填の在り方を検討する場合には、以下のような点に留意する必要がある。

・国が補填する金銭を労働の対価として支払われる「賃金」と捉えてよいのかどうか。

・また、仮に、国が使用者ではなく障害者に対して直接金銭補填することとした場合、補填した金銭は使用者が障害者に対して直接支払うものではなく、また補填額もあわせて全額を使用者から支払うものではないため、直接払い・全額払いの原則に反しないのかどうか。

・また、仮に、最低賃金減額特例許可に基づき使用者から障害者に支払われる減額後の最低賃金額と一般の最低賃金額との差額を、国が障害者に対して直接又は間接に金銭補填することとした場合、最低賃金法に基づき最低賃金減額特例許可した国自らが、その許可した減額分を補填することとなり、整合性を担保できるのかどうか。

（※）通貨払い、直接払い、全額払い、毎月払い、一定期日払いの5原則

さらに、賃金補填により、同一労働同一賃金の下で、職場における補填を受ける者とそうでない者との間の公平感が失われ、モラルハザードを招くおそれがあることや、事業主が合理的配慮、職場改善等により障害者の労働能力を向上させるインセンティブを減退させてしまう懸念があること、財源のあり方のほか、障害年金を含めた所得保障の観点から、障害のない労働者との均衡にも留意しつつ、総合的な検討が必要であることに留意する必要がある。

(厚生労働省)

厚生労働省から提出されたその他の留意点

【全体について】

(1) 言葉の意味の明確化と客観化

基本法は、障害者施策についての基本となる法であり、行政や国民の責務等を明らかにするものであることから、それぞれの言葉の意味や条文の意図するところについて、あいまいな表現ではなく明確に規定されることが必要である。

例えば、「すべての障害者」、「平等の権利」、「インクルーシブ」、「合理的配慮」、「社会的不利益」、「地域社会で生活する権利」、「あらゆる差別」、「制度間格差」といった言葉が何を意味しているかや、「〇〇等」の「等」が何を指しているかについて、共通認識が持てるように条文化されないと、具体的な施策として実施することが困難となる。

(2) 具体的な実施可能性についての担保

基本法は、障害者施策についての基本となる法であることから、ここで条文化されたものについては、具体的にどのような手段によって実現していくかについて相当程度の可能性について担保されることが必要である。

具体的な実施可能性について担保されないまま、「〇〇の措置をとる」、「〇〇の責務を有する」、「〇〇を保障する」といった規定がされたとしても、これを実現することは困難である。

また、行政の財政負担を伴うものや、事業者等の負担を伴うものについては、その負担が担えるものか、負担する側の意向を踏まえた上で、規定されることが必要である。

(3) 総合福祉部会で検討中の事項や本年6月の閣議決定で示されたスケジュールに沿って検討がなされている事項についての留保

例えば、基本的施策関係の「地域生活支援」などの記述については、総合福祉部会や推進会議との合同チームで検討されている最中のものであり、これらについて、一定の結論を示すような記述がされるべきではない。

本年6月の閣議決定に沿って各省庁において検討することとされている事項についても同様である。

また、福祉サービス等の具体的なあり方については、障害者総合福祉法（仮称）等の個別法で規定されるべきものである。基本法たる法に、個別法に係る具体的な内容を記述することは不適當である。

3. 基本的施策関係

1) 地域生活支援

福祉サービス等の具体的なあり方については、障害者総合福祉法（仮称）等の個別法で規定されるべきものである。基本法たる法に、個別法に係る具体的な内容を記述することは不適當である。

2) 労働及び雇用

- ・ 「全体について」（1）で示した用語に加え、「労働施策」、「福祉施策」、「一体的展開」、「労働の権利」、「社会的事業所」、「協同組合」、「あらゆる障害」、「特定の機関」等の用語の意味について、共通認識が持てるように条文化する必要がある。
- ・ 「全体について」（2）及び（3）に加え、「労働及び雇用」で掲げられている観点については、現在、就労合同作業チームにおいて検討しており、多くの事項について未だ結論が出ていないことに加え、労働政策審議会の審議を経る必要があることから、結論的な記述を行うことは適當ではない。

4) 健康、医療

- ① 精神医療のあり方については、現在、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）を踏まえ、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において検討を開始したところであり、また、精神医療以外の医療については、合同作業チームにおいて1月以降に議論することとされている。現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
- ② 「全体について」（3）にあるように、合同作業チームにおいて必ずしも具体的に議論されていないと思われる点が「推進会議の認識」として示されているのではないか。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。

【人権尊重の観点からの精神医療の体制整備】

「全体について」（3）にあるように、合同作業チームにおいて必ずしも具体的に議論されていないと思われる点が「推進会議の認識」として示されて

いるのではないか。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。

6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保について

- ① 「4) 健康、医療」の①で示したとおり、精神医療については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)を踏まえ、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において検討を開始したところであり、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
- ② 「4) 健康、医療」の②で示したとおり、推進会議の認識の中に合同作業チームで具体的に議論されていない点が盛り込まれているのではないか。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
- ③ 精神保健福祉法は、これに基づき必要な医療の提供や保健及び福祉施策が実施されているものであり、医療観察法についても、同法に基づき現に必要な医療の提供が行われている。これらの代替措置が具体的に検討されていないにもかかわらず、安易に「廃止を含め」抜本的に見直すといった方向性を打ち出すことは適当ではないと考えられ、「廃止を含め」については削除すべきである。
- ④ 精神障害者の入院ニーズを精査した上で、病床数のあり方を議論する必要性は理解できるものの、原案の書きぶりでは、削減目標ありきで、実行可能性に対する視点が欠けているのではないか。
病床数の削減を行うとすれば、社会的入院の解消(認知症患者の方への対応)や、アウトリーチ体制の推進、急性期精神科救急医療などを含む精神科医療体制の構築、地域の受け皿の構築に関する施策の実施とセットであるべき。

外務省から提出されたその他の留意点

2. 総則関係

1) 目的 (1パラ)

・「障害者を保護の客体であるとする見方から、すべての基本的人権の享有主体であるとの見方へ、考え方の根本を転換することが障害者権利条約の理念」とあるが、障害者権利条約にそのような規定はない。

2) 定義 (2パラ)

・「障害者の社会参加の制限や制約の原因が障害者個人にあるのではなく、機能障害（インペアメント）と社会との関係によって生じるものであるという「社会モデル」に立つ障害者権利条約」とあるが、障害者権利条約には、モデルに関する明示的規定はない。

4) 差別の禁止 (4パラ)

・「合理的配慮を提供しない場合も含む」とあるが、障害者権利条約においては、「合理的配慮の否定（第2条）」と規定されている。

6) 国及び地方公共団体の責務 (2パラ)

・「国及び地方公共団体は障害者への合理的配慮義務を有する」とあるが、これが仮に障害者権利条約に基づくのであれば、同条約においては、締約国は、「合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第5条3）」と規定されている。

3. 基本的施策関係

3) 教育 (1パラ)

・「障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており」とあるが、同条約の仮訳では「インクルーシブ教育」という表現は用いられていない。

教育 (9パラ)

・「障害者権利条約で規定しているインクルーシブ教育」とあるが、同条約の仮訳では「インクルーシブ教育」という表現は用いられていない。

4) 教育, 医療 (1パラ)

・「障害者権利条約の考え方を踏まえ、すべての障害者が可能な限り最高水準

の健康を享受し」とあるが、障害者権利条約を踏まえるのであれば、障害者権利条約においては、「障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受（第25条）」と規定されている。

17) 国際協力（1パラ）

・「障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取り組みを行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある」とあるが、同条約においては、「国際協力及びその促進が重要であることを認識し（第32条1）」と規定され、また「各締約国の義務に影響を及ぼすものではない（同条2）」と規定されている。

4. 推進体制

1) 組織（1パラ）

・「障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置することなどを要請している」とあるが、障害者権利条約においては、「締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する（第33条2）」と規定されている。